

## 請願第 3 号

国会における憲法論議の推進と広く国民的論議の喚起を求める意見書の  
提出を求める請願

1 受理年月日 平成29年8月24日

2 請願者 立川市栄町2-7-3  
憲法論議の推進を求める立川市民の会  
代表 石井 行雄

3 紹介議員 江口 元気

### 4 請願の要旨

立川市議会におかれましては、国会及び政府に対して、国会における憲法論議の推進と広く国民的論議の喚起を求める意見書の提出をして頂きたいと請願する次第です。

### 5 請願の理由

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たして来ました。この三原則こそ、現憲法の根幹を成すものであり、今後も堅持されなければなりません。

現在、現憲法が制定された当時の国際情勢と異なり、我が国を巡る内外の情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法には国家の基本法として、我が国の直面する諸課題に的確に対処できることが求められます。

国会でも、平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審議会が設置され、憲法論議が始められています。

よって、立川市議会におかれましては、国会及び政府に対して、国の責任において、日本国憲法について、活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書の提出をして頂きたいと請願する次第です。